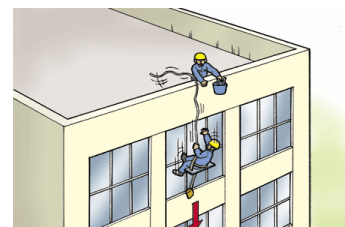


「ロープ高所作業」における墜落等の危険防止のための特別教育が義務化されました。

施行日 平成28年1月1日 特別教育の施行日 平成28年7月1日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけられています。しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、労働安全衛生規則が改正され、「ロープ高所作業」を行う場合には、
 - ・ ライフラインの設置
 - ・ 作業計画の策定
 - ・ 特別教育の実施
 などが新たに義務づけられました。



「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具等により身体を保持しつつ行う作業。
(40度未満の斜面における作業を除く。) 【労働安全衛生規則 第539条の2】

- ※【昇降器具とは】 労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であって、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの
- ※【身体保持器具とは】 労働者の身体を保持するための器具

ロープ高所作業における労働災害の発生状況

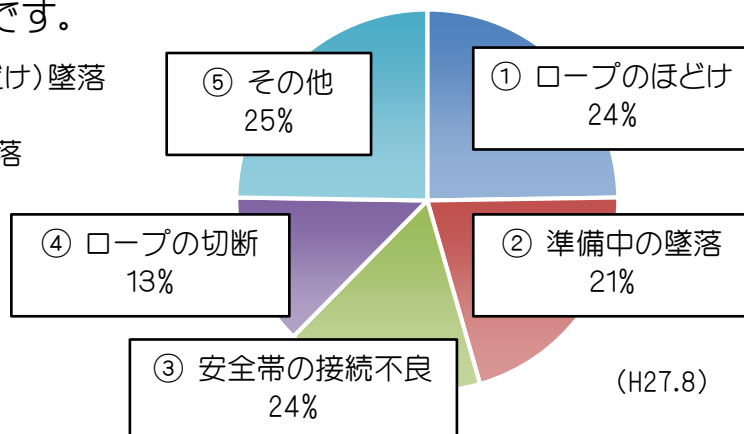
▲ ロープ高所作業における過去6年の死亡者数は24人

	H21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
ビルメンテナンス業	0	5	1	1	2	4	13
建設業	4	0	2	1	2	2	11
死亡者数 合計	4	5	3	2	4	6	24

(出典:死亡災害報告)

死亡災害の96%が「墜落」によるものです。

- ① 作業中に支持物(緊結元)からロープが外れ(ほどけ)墜落
- ② 屋上やのり肩での準備作業中や移動中に墜落
- ③ 作業中に安全帯との接続を外して(接続せず)墜落
- ④ 作業中にロープが切れて墜落
- ⑤ 作業中にロープの支持物(緊結元)ごと墜落
- ⑥ 安全帯(フック)が壊れたものを使用して墜落
- ⑦ ロープが短かったことから下降時に墜落
- ⑧ その他

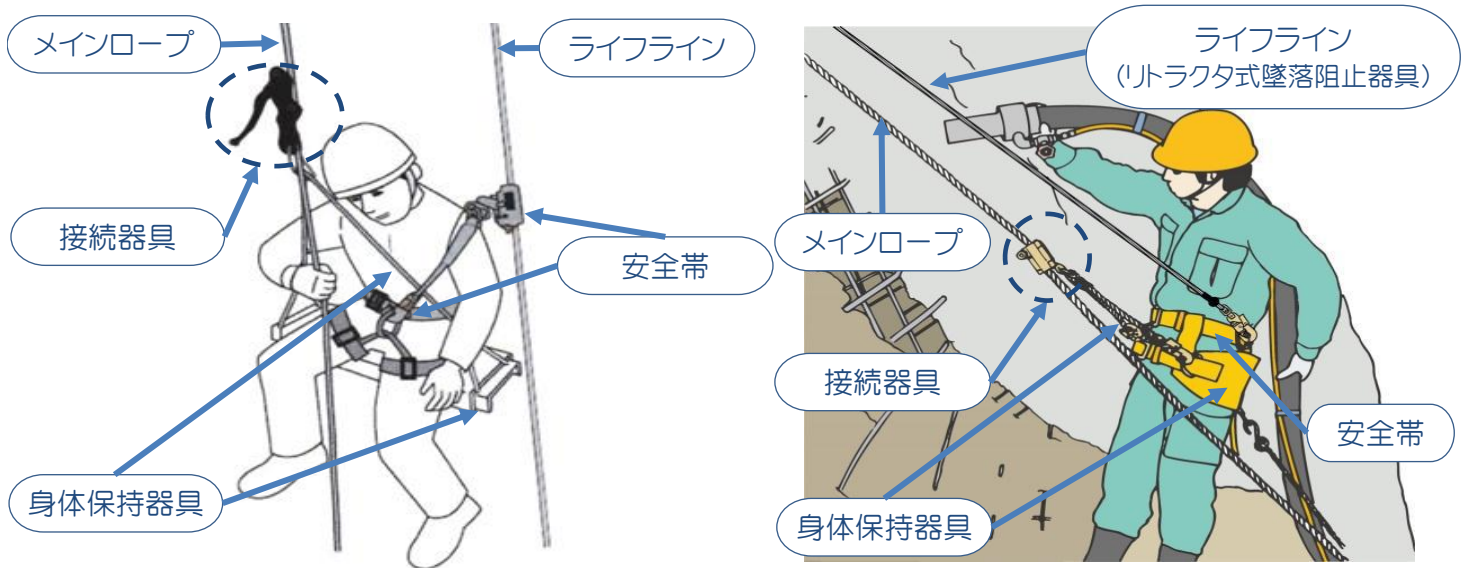


「ロープ高所作業」における危険の防止のためには

ライフラインの設置

【安衛則第539条の2】

- ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設ける必要があります。
なお、ライフラインとして「トラクタ型墜落阻止器具」を用いることができます。



特別教育を必要とする業務の追加

(平成28年7月1日施行)

特別教育

【安衛則第36条・第39条・安全衛生教育規程第23条】

- 労働者をロープ高所作業に関する業務に就かせるには、安全のための特別教育を行う必要があります。

教育科目	学科教育	4時間	実技教育	3時間
------	------	-----	------	-----

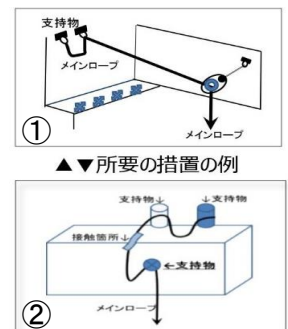
- (一社)日本クレーン協会岐阜支部では、「ロープ高所作業の特別教育」のうち学科講習のみを開催いたします。(実技教育につきましては、所属事業場において実施してください。その結果は3年間保存する必要があります。)

経過措置

【安衛則 附則】

ロープ高所作業のうち、ビルクリーニングの業務に係わる作業やのり面保護工事に係る作業以外の作業(橋梁、ダム、風力発電などの調査、点検、検査等を行う作業など)については、①および②の措置を講じた場合に限り、当面の間は、「ライフラインに設置」の規定は適用されません。

- ① メインロープを異なる2つ以上の強固な支持物に緊結すること
- ② メインロープが切断するおそれのある箇所との接触を避けるための措置を講じること。それが困難な場合は①の他に当該箇所下方にある堅固な支持物にメインロープを再緊結すること。



一般社団法人 日本クレーン協会 岐阜支部
〒501-0234 岐阜県瑞穂市牛牧671番地1
TEL 058-322-5820 FAX 058-322-5821
<http://crane-gifu.sakura.ne.jp>